# 指定通所介護事業所アソカ園運営規程

## 第1章 総 則

(趣旨)

第1条 社会福祉法人すいよう会(以下「本会」という。)が運営する指定通所介護事業所アソカ園 (以下「事業所」という。)が行う指定通所介護事業の適正な運営を確保するために必要な事項を定める。

#### (事業の目的)

第2条 事業所は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居 宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 指定通所介護事業所アソカ園
- (2) 所在地 愛媛県新居浜市郷三丁目16番58号

#### (運営の方針)

第4条 事業所は、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス の提供に 努め、利用者との信頼関係を基礎とした人間関係の確立を図り、利用者の主体性の尊重とその家族との 交流を目指すものとする。

2 事業所は、地域との結び付きを重視するとともに、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

(日曜日、8月16日、12月31日~1月3日、

10月18日を除く※但し年度のよって変動がある場合がある)

営業時間 8時30分~17時30分

- (2) サービス提供時間 8時30分~16時35分
  - ※ 所要時間7時間以上8時間未満だけでなく、
    - 5時間以上6時間未満、6時間以上7時間未満、
    - 8時間以上9時間未満にも対応
  - ※ 場合により、18時まで延長可能

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、事業所の営業日の50人とする。

## 第2章 職員及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第7条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職種	人員		職務内容
	常勤	非常勤	4 <b>9.አ</b> ሳ ፓን የ ታ ጎ <u>ተ</u> ና
管 理 者	1		事業所の業務を統括し、事業所の管理運営に当たる。
生活相談員			利用計画の作成、生活相談業務、介護計画の作成、市
	3		町村、居宅介護支援事業者及び各サービス事業者等との連
			絡調整並びに事務処理に当たる。
介 護 職 員 (兼生活相談員含む)	4	5	利用者の介護に当たる。
看護職員兼	2	2	利用者の看護に当たる。

機能訓練指導員		利用者の機能訓練指導に当たる。
機能訓練指導員	1	利用者の機能訓練指導に当たる。

## (職員の勤務体制等)

第8条 事業所の職員の勤務体制は、本会就業規則に定めるところによる。

- 2 管理者は、毎月の勤務表を前月20日までに策定し、当該職員に周知するものとする。
- 3 事業所における指定通所介護の提供は、直接事業所の職員によって行う。ただし、利用者の処遇に 直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 本会理事長は、事業所の職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保するものと する。

## 第3章 サービス内容及び利用料

(事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第9条 事業所が提供するサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 送迎
- (2) 生活指導(相談援助等)
- (3)機能訓練(日常動作訓練)
- (4)介護サービス・入浴サービス
- (5) 給食サービス
- (6)介護方法の指導
- (7) 一般的健康状態の確認
- (8) その他、サービスの提供に必要と認められる援助
- 2 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、 当該指定 通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担割合に応じた額とする。
- 3 事業所は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額を徴収することが できる。
  - (1) 利用者の選定により、次条の通常の事業実施地域を越えた区域の利用者に対して行う送迎の

通常の事業実施地域を超えた地点10キロメートル毎に100円

(2) 食事を提供する費用

1 食あたり 7 5 0 円

(3) おむつ代

実費

- (4) 前各号に掲げるもののほか、通所介護の提供に係る便宜のうち、日常生活において も通 常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 実費
- 4 事業所は、前項の費用の額に関わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に 対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 事業所の通常の実施地域は、新居浜市の区域とする(大島、別子山地区を除く)。

## 第4章 運営に関する事項

(サービス利用に当たっての注意事項等)

- 第11条 事業所の利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなけれ ばなら ない。
  - (1) 火気の取扱に注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと。
  - (2) 建物・備品その他の器具を破損し、若しくは持ち出さないこと。
  - (3)喧嘩、口論又は暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと。
- 2 管理者は、利用者が次の各号に該当すると認めたときは、当該利用者の市町村に対し、 所定の手 続きにより、サービス提供の中止等の措置を行うものとする。
  - (1) 事業所の秩序を乱す行為をした者
  - (2) 故意にこの規程等に違反した者

## (指定通所介護の基本取扱方針)

- 第12条 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態と なることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 2 事業所は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を行うもの とする。

### (指定通所介護の具体的方針)

- 第13条 事業所は、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- 2 事業所の職員は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその 家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 3 事業所の職員は、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって、サービスを提供するよう努めなければならない。
- 4 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、 機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。
- 5 事業所は、特に認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

#### (内容及び手続きの説明及び同意)

第14条 事業所は、指定通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、この規程の概要、職員の勤務体制その他利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供開始について利用申込者の同意を得るものとする。

#### (介護計画の作成)

第15条 事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を作成するものとする。

- 2 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成するものとする。
- 3 事業所の管理者は通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得るものとする。
- 4 事業所の管理者は通所介護計画を作成した際にはそれを利用者に交付するものとする。
- 5 事業所の管理者は、それぞれの利用者について、介護計画に従ったサービスの実施状況及 び目標の 達成状況の記録を行うものとする。

#### (提供拒否の禁止)

第16条 事業所は、正当な理由なく指定通所介護の提供を拒んではならない。

#### (サービス提供困難時の対応)

第17条 事業所は、当該指定通所介護事業所の通常事業の実施地域等を勘案し、利用申込 者に対し自ら適切な指定通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所介護事業者の紹介その他必要な措置を速やかに講じるものとする。

#### (受給資格等の確認)

- 第18条 事業所は、指定通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証 によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。
- 2 事業所は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見 に配慮して、指定通所介護を提供するように努めるものとする。

### (要介護認定等の申請に係る援助)

第19条 事業所は、指定通所介護の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申 込者ついては、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当

該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 事業所は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認め るときは、要介護認定等の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

#### (心身の状況等の把握)

第20条 事業所は、指定通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

#### (居宅介護支援事業者等との連携)

第21条 事業所は、通所介護の提供終了に際して必要時、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

## (法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第22条 事業所は利用者に対し、通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明し、居宅介護支援事業者に関する情報を提供するなどにより、法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行うものとする。

#### (居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第23条 事業所は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所 介護を 提供するものとする。

#### (居宅サービス計画等の変更の援助)

第24条 事業所は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る 居宅

介護支援事業者へ連絡その他必要な援助を行うものとする。

## (サービス提供の記録)

第25条 事業所が通所介護を提供した際には、利用者に代わって支払いを受ける居宅介護・支援サービス費の額を居宅サービス計画に記載した書面に記載する。

2 事業所が通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には文書の交付その他の適切な方法によりその情報を利用者に提供するものとする。

#### (保険給付の請求のための証明書の交付)

第26条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護に係る利用料の支払い を受けた場合は、提供した指定通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

## (利用者に対する市町村への通知)

第27条 通所介護従業者は通所介護の利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞無く、 意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- 一 正当な理由なしに通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められる時。
- 二 偽りその他の不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとした時。

## 第5章 緊急時における対応方法

#### (緊急時における対応)

第28条 事業所の職員等は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じ た場合、 その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

#### (事故発生時の対応等)

第29条 事業所は、事業所のサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、 利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措 置を講じるものとする。

- 2 事業者は事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 3 事業所は、事業所のサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠 償を行うものとする。

#### (高齢者虐待防止)

第30条 事業所は、利用者等の人権擁護及び虐待防止のために、以下に掲げる通り必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員等へ周知徹底を図る。
- 3 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- 4 虐待防止の関する責任者・・・・事業所管理者
- 5 成年後見制度の利用を支援する。
- 6 職員等に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修や勉強会を行うものとする。
- 7 職員等又は養護者(利用者の家族等高齢者を養護する者)より虐待を受けたと思われる利用者を 発見した場合は、速やかに市町村(もしくは地域包括支援センター)に通報する。

## 第6章 非常災害対策

#### (非常災害対策)

第31条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備える ため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 非常災害の発生時において、に利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常 時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定する。

## 第7章 その他の運営に関する事項

### (掲示及び広告等)

- 第32条 事業所は、事業所の見やすい場所に、この規程の概要、職員の勤務体制、利用料の額その他サービスの内容等重要事項を掲示するものとする。
- 2 事業所の業務を広告する必要がある場合においては、その内容が虚偽又は誇大なもので あってはならない。

#### (秘密保持)

- 第33条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。2 事業所は、職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすこと のないよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、 利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

## (居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第34条 事業所及び事業所の職員は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、利用者に 対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

#### (苦情処理)

第35条 事業所は、提供したサービス等に対する利用者からの苦情に迅速且つ適切に対応す るため、相談窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は苦情を受け付けた場合は、その内容を記録する。
- 3 事業所は提供した通所介護に関し、市町村がおこなう文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村職員からの質問・照会に応じる。
- 4 事業所は利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合においてはそれに従い必要な改善をおこなう。また、市町村から求めがあった場合にはその内容を報告する。
- 5 事業者は利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、 国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合においてはそれに従って必要な改善を行う、 また国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合はその内容を報告する。

#### (衛生管理等)

- 第36条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、 衛生的な管理に努め、又は衛生上の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずる よう努める ものとする。
- 3 事業所は、感染症蔓延時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び 非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定する。

#### (記録の整備等)

- 第37条 事業所は、次の諸記録その他重要な帳簿を整備するものとする。
  - (1) 通所介護計画
  - (2) 通所介護を提供した際の具体的なサービス内容等
  - (3) 利用者に関する市町村への報告事項
  - (4) 利用者および家族からの苦情の内容
  - (5) 事故発生時の状況及び事故に際して採った処置についての内容
  - (6) その他事業所運営に関して重要な書類

2 前項の書類は、その完結の日から5年間保存することとする。

(会計の区分等)

第38条 事業所の会計は、本会のその他の事業の会計と区分するものとする。

2 事業所の経理は、本会経理規程の定めるところによる。

(委任)

第39条 この規程に定める事項のほか、事業所の運営について必要がある場合は、指定居宅 サービス 等の事業の人員、設備及び運営に関する基準によるほか、この規程の趣旨、目的に反しない範囲で本会 理事長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年2月14日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年1月10日から施行する。

この規程は、令和6年3月11日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年6月1日から施行する。